

立教女学院短期大学の研究活動

立教女学院短期大学では研究活動並びに公的研究費の管理・運営について、次のように取り組んでいます。

研究活動行動規範

本学において研究活動を行うすべての者及びこれを支援するすべての者が遵守すべき行動規範を定めています。

[・「立教女学院短期大学 研究活動に係る行動規範」](#)

公的研究費の運営・管理体制

本学では、最高管理責任者のリーダーシップのもと、公的研究費の一層適正な運営・管理をはかり、不正防止に努めています。

1. 責任体制

- ・最高責任者 : 学長
- ・統括責任者 : 総務部長
- ・コンプライアンス推進責任者 : 学科長

2. 通報・相談窓口

- ・学内外からの通報窓口 : 統括責任者
- ・学内外からの相談窓口 : 総務課長

公的研究費の不正使用防止

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2014年2月18日改正）に基づき、公的研究費の不正利用を防止し、適正な運営・管理を行うよう努めています。

1. 規程の制定

[・「立教女学院短期大学 公的研究費及び研究活動の不正行為防止に関する規程」](#)

2. 公的研究費の不正防止計画の策定

[・「立教女学院短期大学 公的研究費等の不正防止計画」](#)